

仮釈放のない終身刑の制度を導入すべきである（肯定側）

1、死刑と無期刑のギャップを埋めるための終身刑

現在、死刑に次ぐ刑として無期刑がある。しかしこれは最低10年で仮釈放が認められ、生命を奪う死刑との間にきわめて大きなギャップが存在する。このギャップを解消するために仮釈放のない終身刑の制度を導入するべきである。

終身刑導入の利点

被害者感情と加害者の人権との両方を実現できる。

被害者は加害者に対してより重い刑罰を望むであろう。その最たるものが死刑である。しかし加害者といえども一人の人間であるので人権を尊重しなければならない。したがって安易に死刑に処することは好ましくない。終身刑を導入することで被害者の処罰感情を満たし、また加害者の人権にも配慮することができる。

裁判員の選択肢が増える。

裁判員にとって被告人に死刑を言い渡すことは精神的にとっても負担になることである。しかし死刑の次の刑が仮釈放ありの無期刑であるために、それでは被害者が浮かばれないとの思いから死刑を言い渡さざるを得なくなる可能性がある。このとき終身刑という選択肢があれば、裁判員の、厳格な処罰への思いと、死刑を言い渡したくないという思いとをともに実現することができる。

永山基準に照らすと死刑にはならないが、無期では軽いと考えられる場合に利用できる。

不透明な仮釈放の運用により長期化する無期刑とはちがう、裁判による終身刑。

2、死刑を廃止して終身刑を導入する立場

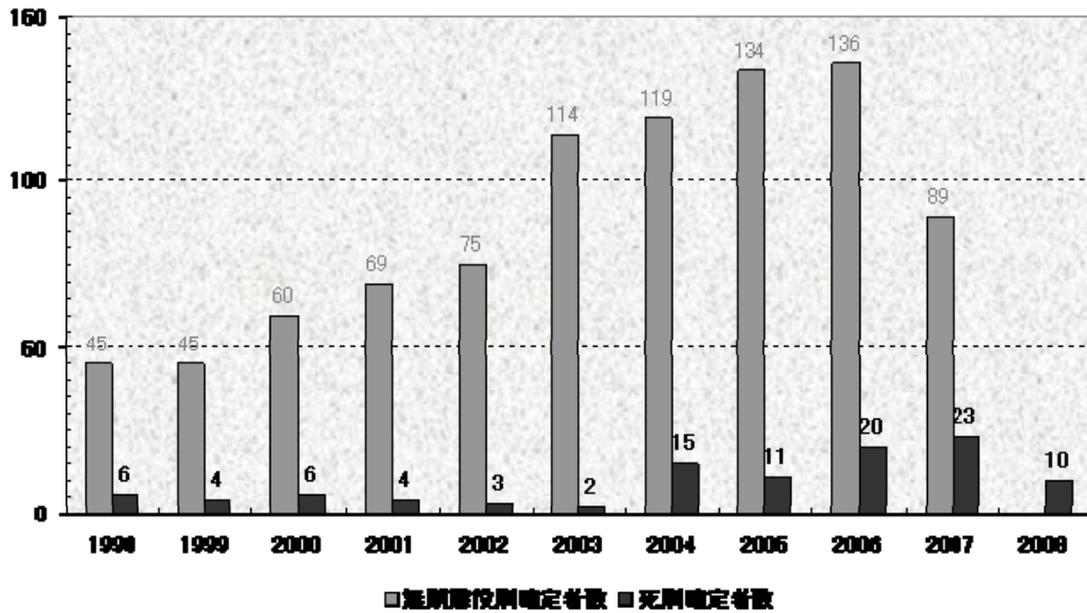
終身刑導入の利点

誤判だった場合に、被告人が生きると被告人の不利益を取り戻すことができる。

もし死刑判決をだして、死刑を執行した後にそれが誤判だったとわかれば被告人に取り返しのつかないことになる。現在起きている足利事件のように、過去に判断した裁判の中には誤判であるものが確実に存在している。実際に死刑確定後に冤罪だったことが判明し、釈放された人もいる（免田事件など）。目に見えていない部分でも誤判は必ず存在し、これからは起きる可能性がある。終身刑を導入することで、国家が間違っただけで人を殺すということは少なくなり、国民の利益を正当に守ることができる。

グラフ 1

刑確定年ごとの無期懲役刑と死刑の確定者数



グラフ 2

仮釈放者の平均在所期間

